

## 品川区議会委員会室の使用基準（案）

制定 平成29年 月 日

（趣旨）

**第1条** この基準は、委員会室の有効かつ効率的な利用を図るため、委員会室の使用の基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）委員会室 第一委員会室から第五委員会室までの委員会室をいう。
- （2）区長部局 区長等の執行機関をいう。
- （3）グループウェア 区議会において使用する専用のグループウェアをいう。

（委員会室の使用予約の順序）

**第3条** 委員会室の使用予約の順序は、次に掲げる順序とする。

- （1）区議会の会議等として使用する時。
- （2）会派および議員が使用する時。
- （3）区長部局が使用する時。

2 前項の順序により委員会室の使用予約をした場合において、予約日以後に区議会の会議等のため委員会室を使用する必要があるときは、当該予約を取り消すことができる。

（使用予約の方法）

**第4条** 会派および議員は、委員会室の使用予約をしようとするときは、区議会事務局に直接申し込む場合を除き、グループウェアにより次に掲げる事項を入力し、予約するものとする。

- （1）会議名
- （2）会派名または議員名
- （3）連絡先
- （4）使用時間
- （5）閲覧先の設定

2 前項第4号の使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分の間とする。ただし、特にこれにより難い場合は、使用予約の際に区議会事務局に申し出るものとする。

3 前項第5号の閲覧先の設定を行うときは、委員会室の管理の必要上、区議会事務局を必ず閲覧先として指定するものとする。

4 区長部局が委員会室の使用予約をしようとするときは、区議会事務局に申し込むものとする。ただし、この場合にあつては、区長部局の会議室が使用できず、委員会室を使用しなければならない相当の理由があると議長が認めるときに限り、予約を認めるものとする。

（予約の開始日）

**第5条** 予約の開始日は、次に掲げるとおりとする。

- （1）会派および議員 使用日の3か月前の応当日
- （2）区長部局 使用日の2か月前の応当日

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めるときは、予約の開始日以前に予約を行うことができる。

(委任)

**第6条** この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に議長が定める。

**付則**

この基準は、平成30年1月1日から適用する。